

中央広域環境施設組合
新ごみ処理施設整備・運営事業
特定事業の選定

令和4年10月

中央広域環境施設組合

目次

| | | |
|-----|---------------------------|---|
| 第1章 | 事業内容に関する事項..... | 1 |
| 1. | 事業名称..... | 1 |
| 2. | 本事業の対象となる公共施設等の種類..... | 1 |
| 3. | 公共施設の管理者..... | 1 |
| 4. | 事業目的..... | 1 |
| 5. | 施設概要..... | 1 |
| 6. | 事業方式..... | 2 |
| 7. | 契約形態..... | 2 |
| 8. | 事業期間..... | 2 |
| 9. | 本事業の対象となる業務範囲..... | 2 |
| 10. | 事業者の収入..... | 3 |
| 11. | 本組合が適用を予定している交付金..... | 3 |
| 12. | 法令等の遵守..... | 3 |
| 13. | 事業スケジュール（予定）..... | 4 |
| 第2章 | 特定事業の選定及び公表に関する事項..... | 5 |
| 1. | 特定事業の選定の基本的な考え方..... | 5 |
| 2. | 評価方法..... | 5 |
| 3. | 本組合の財政負担見込額による定量的評価..... | 5 |
| 4. | DBO方式として実施することの定性的評価..... | 7 |
| 5. | 総合評価..... | 7 |

第1章 事業内容に関する事項

1. 事業名称

中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の種類

種類：一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設の固形燃料化施設）

3. 公共施設の管理者

管理者：藤井 正助

4. 事業目的

中央広域環境施設組合（以下、「本組合」という。）は、循環型社会の形成に寄与するため、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制できるごみ燃料化施設（好気性発酵乾燥方式）を次期ごみ処理方式に選定した。阿波市、板野町及び上板町から排出される一般廃棄物から固形燃料を成形し、化石燃料の代替燃料として利用することで地球温暖化防止に貢献し、また、安全かつ安定した施設の稼働を実現し、経済性と効率性に優れた新ごみ処理施設（以下、「新施設」という。）の整備及び運営を行う。

また、中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下、「本事業」という。）においては、本組合が新施設の整備及び運営を民間事業者に一括で長期的に委託することで民間事業者の創意工夫を活かし、本事業における本組合の財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

5. 施設概要

建設予定地：徳島県阿波市阿波町東長峰 255 番 外

敷地面積：事業区域 25,183m²

うち、建設予定面積 18,265m²

うち、緑地（自然林）等 6,918m²

処理方式：ごみ燃料化施設（好気性発酵乾燥方式）

※衛生化工程・安定化工程・冷却工程があり、好気性環境下で微生物の発酵作用により水分を蒸発し、廃棄物を乾燥させ、その後、選別等行い固形燃料を成形する。

年間処理量：15,394t/年

日平均受入量：42.18t/日

日最大受入量：175.51t/日

処理対象廃棄物：生活系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物 [可燃ごみ]

6. 事業方式

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、事業者が本組合所有となる新施設の整備及び運営に係る業務を一括して行うDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

なお、新施設の運営業務の実施主体としての特別目的会社（SPC）の設立は、任意とする。

7. 契約形態

本組合は、本事業開始のための基本的事項に関し、基本協定を落札者と締結する。基本協定に基づき、本事業の建設業務及び運営業務を一括で行わせるため、基本契約を事業者と締結する。また、本組合は、基本契約に基づき、事業者のうち、建設事業者と建設工事請負契約を、運営事業者と運営業務委託契約を締結する。

（以下、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約をまとめて、「事業契約」という。）

8. 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

事業期間：事業契約締結日から令和27年7月31日まで

設計・建設期間：事業契約締結日から令和7年7月31日まで

運営期間：令和7年8月1日から令和27年7月31日まで

9. 本事業の対象となる業務範囲

本組合及び事業者が行う本事業の業務範囲は、以下のとおりとする。また、各項目の詳細は、「中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書（整備編）」及び「中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書（運営編）」に示すこととする。

1) 事業者が行う業務

(1) 新施設の設計及び建設に関する業務

- ① 新施設の設計
- ② 新施設の建設
- ③ 本組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ④ 本組合の交付金申請支援
- ⑤ 本組合が行う許認可申請支援
- ⑥ 建設工事に係る許認可申請
- ⑦ 近隣住民等の対応
- ⑧ 新施設の設計及び建設のセルフモニタリング

(2) 新施設の運営に関する業務

- ① 受付業務
- ② 運転管理業務
- ③ 維持管理業務

- ④ 環境管理業務
- ⑤ 防災管理業務
- ⑥ 情報管理業務
- ⑦ モニタリング業務
- ⑧ その他関連業務

2) 本組合が行う業務

(1) 新施設の設計及び建設に関する業務

- ① 住民等の対応
- ② 新施設の交付金申請手続き
- ③ 新施設の許認可申請手続き
- ④ 新施設の設計及び建設のモニタリング

(2) 新施設の運営に関する業務

- ① 住民等の対応
- ② 新施設への一般廃棄物等の搬入
- ③ 新施設の運営のモニタリング

10. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりとする。

1) 新施設の設計及び建設に係る対価

- (1) 本組合は、本事業の設計及び建設に係る対価として、建設業務費を建設業者に支払う。

2) 新施設の運営に係る対価

- (1) 本組合は、本事業の運営に係る対価として、運營業務委託費（固定費と変動費（廃棄物搬入量に応じて変動）の合計）を運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき、年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて運營業務委託費の改定を行う。
- (2) 本事業で成形する固形燃料の売却益は、運営事業者の収益とする。
- (3) 本事業で設置する太陽光発電設備による発電電力は場内利用又は売電し、売電した場合の売却益は、運営事業者の収益とする。

11. 本組合が適用を予定している交付金

本組合は、本事業の実施に関し、循環型社会形成推進交付金（以下、「交付金」という。）の適用を予定しており、交付金の申請等の手続きは本組合が行うが、建設事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について、本組合を支援するものとする。

12. 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

13. 事業スケジュール（予定）

- 1) 特定事業の公表：令和4年10月6日
- 2) 入札公告：令和4年10月上旬
- 3) 事業提案書の提出：令和4年12月中旬
- 4) 落札者の決定及び公表：令和5年1月中旬
- 5) 基本協定の締結：令和5年1月下旬
- 6) 仮事業契約の締結：令和5年2月下旬
- 7) 事業契約の締結：令和5年4月上旬
- 8) 新施設の設計及び建設：事業契約締結日から令和7年7月31日まで
- 9) 新施設の運営：令和7年8月1日から令和27年7月31日（20年間）まで

第2章 特定事業の選定及び公表に関する事項

1. 特定事業の選定の基本的な考え方

本事業を DBO 方式で実施することにより、事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は本組合の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できる場合は、本事業を特定事業に選定する。

2. 評価方法

本組合の財政負担見込額の算定にあたり、運営事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

評価を行うにあたっての検討ケースを次に示す。

[ケース 1] 本組合が自ら実施する場合

[ケース 2] 本組合が DBO 方式で実施する場合

3. 本組合の財政負担見込額による定量的評価

1) 本組合の財政負担見込額的前提条件

本事業を本組合が自ら実施する場合と DBO 方式で実施する場合の財政負担見込額の算定にあたり、設定した主な条件を示す。

なお、これらの前提条件は、本組合が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(1) 事業費などの算出方法

| 項目 | ケース 1 | ケース 2 | 算出根拠 |
|----------------|---|---|--|
| 建設業務に係る費用の算出方法 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 建設業務費 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 同左 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 本組合が自ら実施する場合の費用は、DBO 方式と同じ公設のため、費用は同じと設定 ■ DBO 方式の費用は、民間事業者からの見積等を基に設定 |
| 運営業務に係る費用の算出方法 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 人件費 ■ 用役費 ■ 維持補修費 ■ その他 ■ 固形燃料売却益 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 同左 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 本組合が自ら実施する場合の費用は、民間事業者からの見積等を基に設定、人件費は、本組合の人件費単価を使用 ■ DBO 方式の費用は、本組合が自ら実施する場合に比べて、一定割合の縮減が実現するものとして設定 ■ 固形燃料売却益は、民間事業者より売却益と考えるのは困難との回答から売却益はなしと設定 |
| 建設業務の資金調達の設定方法 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 交付金 ■ 起債 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 同左 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 民間事業者からの見積等を基に設定 ■ 建設業務費から交付金を除き所定の充当率により設定 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 一般財源 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 同左 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 建設業務費から交付金及び起債を除き所定の充当率により設定 |
| 税金 | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 法定実効税率 ■ 登録免許税 ■ 不動産取得税 ■ 法人県民税 ■ 法人市民税 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種税率より設定 |
| 割引率 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 0.758% | <ul style="list-style-type: none"> ■ 同左 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日本銀行公表「金融経済統計月報(2022年9月22日)」の国債新発債流通利回り10年の20年間(2002年から2021年)の平均値 |
| 物価上昇率 | | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 物価変動は考慮せず |
| リスク調整値 | | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として評価 |

※割引率：利回りを考慮すれば、現在の通貨の価値と将来の通貨の価値とでは価値が異なるため、将来の通貨の価値を現在の通貨の価値に換算するために用いる率である。

2) 財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づいて、本組合が自ら実施する場合及び DBO 方式として実施する場合の財政負担見込額を現在価値換算の上、比較した結果を次に示す。

| 項目 | | 財政負担見込額 | 備考 |
|----|------------------------------|------------|--------------|
| A | 本組合が自ら実施する場合 (現在価値ベース) | 10,986 百万円 | 事業期間 (22 年間) |
| B | DBO 方式として実施する場合 (現在価値ベース) | 10,494 百万円 | |
| C | VFM (金額) (A-B) | 492 百万円 | |
| D | VFM (割合) (C÷A) | 4.5% | |

4. DBO 方式として実施することの定性的評価

本事業を DBO 方式として実施する場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

1) 一括受注による運営・維持管理の効率の向上

本事業の設計・建設及び運営を事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが十分に発揮され、また、施設の設計に運営事業者の意見が反映されることで、効率的かつ良質な運営、点検補修等の運転・維持管理の実施が可能になることが期待される。

2) 財政負担

DBO 方式では、20 年間にわたる運営業務期間を通じたサービス対価を支払うため、財政支出について一定範囲の平準化が図られるとともに、将来の負担額を見通すことが可能になる。

3) リスク分担

本事業の実施にあたり、契約時点において、公共と民間事業者が内在するリスクを可能な限り適正に分担することで、適切なリスク管理や問題発生時に迅速な対応が可能となる。

5. 総合評価

本事業は DBO 方式として実施することにより、本組合が自ら実施する場合に比べて、事業期間全体を通じた本組合の財政負担見込額について、約 4.5%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク分担も期待できる。

したがって、本事業を DBO 方式として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条に準じて特定事業として選定する。